

令和 7 年度 青森市 市民活動活性化事業補助金 対象事業募集！！

【募集期間】 令和 7 年 4 月 1 日(火) ～ 4 月 2 5 日(金)



【補助率】
2 / 3 以内
【限度額】
3 0 万円

〔交付予定件数 1 1 件程度〕

【対象事業】

地域課題の解決を図るための公益的な市民活動を活性化する取組として主に市内で行う事業

※市民活動の活性化

＝市民活動の担い手の増加、多様な団体との連携・協働、若い世代をはじめとした地域活動の担い手の育成

【対象団体】

市内に主たる事務所を置き、市内で活動を行っている、構成員が 5 人以上の市民活動団体（NPO 法人、ボランティア団体等）

※ 裏面もご覧ください。

《 申請受付・問合せ先 》

青森市 市民部 市民協働推進課（駅前庁舎 4 階）

（〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3 番 7 号 TEL 017-734-5231 FAX 017-734-5232）

令和 7 年度 青森市市民活動活性化事業補助金の概要

制度の趣旨	市民活動団体が自ら企画立案し、地域振興や地域の人材づくりのために実施する事業に対して補助金を交付し、市民の積極的なまちづくりへの参画の促進と、地域活動の担い手増加を図り、市民活動を活性化することを目的としています。
補助対象団体	市内に主たる事務所を置き、市内で活動を行っている、構成員が 5 人以上の市民活動団体（NPO 法人、ボランティア団体等） ※ ただし、地域コミュニティ（町会・町内会、まちづくり協議会、婦人会、老人クラブ、子供会等）を除く。 ※ 申請は、1 団体につき 1 事業まで
補助対象事業	地域課題の解決を図るための公益的な市民活動を活性化する取組として主に市内で行う事業 ※ 市民活動の活性化 ＝市民活動の担い手の増加、多様な団体との連携・協働、若い世代をはじめとした地域活動の担い手の育成。 【事業例】 ・市民活動団体の運営体制（企画立案・事業運営）を向上させる研修会の開催 ・市民活動団体のネットワークを広げる交流会の開催 ・行政による手が届きにくい市民サービス（活動団体への専門的指導など）の実施 等 ※ 補助対象事業につき、国、県、市、その他団体等が行う他の補助制度に基づく補助金の交付決定を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
補助対象経費	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1) 謝金 (2) 旅費（会員・スタッフの宿泊費、視察・研修旅費、国外旅費を除く。） (3) 印刷製本費 (4) 通信運搬費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料 (7) その他事業を行う上で市長が必要と認める経費
補助金の額	補助率 2/3 以内 限度額 30 万円 [交付予定件数：11 件程度] ※ 選定された申請団体の補助金交付申請額の合計が予算額を超える場合は、按分により予算の範囲内で補助金の交付額を決定することがあります。
回数制限	1 団体につき同一の事業 3 回まで
審査項目	有効性、公益性、計画性、施策貢献度、市民活動活性化事業補助金の過去の交付状況の 5 項目



詳しくは募集要項をご覧ください。

募集要項は、市民協働推進課で配布しているほか、青森市ホームページからもダウンロードできます。

青森市市民活動活性化事業補助金

